

羽生市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

1 高等職業訓練促進給付金等事業とは

就職するために有効な国家資格取得のため、養成機関に修業するひとり親家庭の母または父に給付金を支給します。

2 支給対象者

次のすべての要件を満たしていること

- ▽ ひとり親家庭の母または父であること
- ▽ 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準であること
- ▽ 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、当該資格の取得が見込まれること
- ▽ 就業または育児と修業の両立が困難であると認められること
- ▽ 市税、国民健康保険税、保育料などの滞納がないこと
- ▽ 事前相談を行い、適職につくために必要であると認められること
- ▽ 過去に高等職業訓練促進給付金などを受給していないこと

3 対象資格

看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・シスコシステムズ認定資格・LPI認定資格など

4 訓練促進給付金

養成機関での修業期間中（上限48カ月）、下記の金額を支給します。
※准看護師養成機関での修業修了後、引き続き看護師養成機関で修業する場合は、通算で48カ月が上限です。

- ▽ 市町村民税非課税世帯 月額100,000円
 - ▽ 市町村民税課税世帯 月額 70,500円
- ※養成機関における課程修了までの最終12カ月間は、上記月額に40,000円を加算支給します。

5 修了支援給付金

養成機関での修業修了後、下記の金額を支給します。

- ▽ 市町村民税非課税世帯 50,000円
- ▽ 市町村民税課税世帯 25,000円

6 事前相談

給付金を受給するためには、養成機関に修業する前に必ず事前相談を行う必要があります。養成機関に関する資料をご用意の上、羽生市こども家庭課へご来庁ください。

7 申請手順

- 【1】羽生市こども家庭課にて事前相談
- 【2】養成機関での修業開始後、羽生市こども家庭課へ訓練促進給付金の支給申請
必要書類 ▽羽生市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金支給申請書
 ▽申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本
 児童扶養手当を受けている場合は、証書の写し
 ▽マイナンバーが分かるもの（同居者全員分）
 ▽申請者名義の通帳の写し（見開き1ページ目）
 ▽在籍証明書（養成機関の長が証明したもの）
 ▽滞納がないことの証明書
- 【3】審査・決定
支給決定の場合、訓練促進給付金支給決定通知書と請求書が送付されます。
- 【4】訓練促進給付金の請求
修業月の翌月10日までに、請求書と出席証明書を羽生市こども家庭課へ提出してください。
- 【5】訓練促進給付金の支給
請求された月末に、指定の金融機関口座にお振り込みします。
- 【6】養成機関での修業修了後、羽生市こども家庭課へ修了支援給付金の支給申請
必要書類 ▽羽生市ひとり親家庭高等職業訓練終了支援給付金支給申請書
 ▽申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本
 児童扶養手当を受けている場合は、証書の写し
 ▽マイナンバーが分かるもの（同居者全員分）
 ▽養成機関の長が証明する修了を証明する書類
 ▽滞納がないことの証明書
- 【7】審査・決定
支給決定の場合、修了支援給付金支給決定通知書と請求書が送付されます。
- 【8】修了支援給付金の請求
請求書をお早めに羽生市こども家庭課へ提出してください。
- 【9】修了支援給付金の支給
請求された翌月末に、指定の金融機関口座にお振り込みします。

【問合せ先】

羽生市 こども家庭課 こども家庭係
電話：048-561-1121（内線191～196）